

2026年6月25日

各位

会社名株式会社海帆  
代表者名代表取締役 守田 直貴  
(コード番号: 3133 東証グロース)  
問合せ先 管理本部長 羽二生 博志  
(TEL. 052-586-2666)

## 2026年3月期計算書類及びその附属明細書ならびに 連結計算書類に対する意見不表明に関するお知らせ

当社は、2026年6月24日に、2026年3月期の計算書類及びその附属明細書ならびに連結計算書類に関し、当社の会計監査人であるプログレス監査法人より、会社法第436条第2項第1号及び会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 背景及び概要

当社は、2026年5月15日付「2026年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表に必要な監査手続きである、会社法第436条第2項第1号及び会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、2026年5月27日付で無限定適正意見を受領しておりました。その後の有価証券報告書監査実施時に、プログレス監査法人より、当社の財務諸表において、資金の逼迫が深刻であり、会社の継続性の前提についての重要な不確実性が財務諸表に与える影響は、重要かつ広範であることを理由として、2026年3月期の計算書類及びその附属明細書ならびに連結計算書類に対する監査意見を訂正し、意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしました。

したがって、当社はこの計算書類に対する監査意見の不表明に伴い、2026年6月25日付「第23期定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」のとおり、当社定時株主総会の継続会を開催することを予定しており、その継続会に2026年3月期計算書類の承認を付議することといたしました。

#### 2. 監査報告書の内容

受領した計算書類及びその附属明細書に対する監査報告書における意見不表明の内容は下記のとおりとなります。

#### 意見不表明

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社海帆の2025年4月1日

から2026年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の計算書類等に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、計算書類等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

#### 意見不表明の根拠

会社は継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。また、会社は2026年4月27日に株式会社FitFounderに対する債務約109百万円につき名古屋地方裁判所より差押命令を受け、さらに、会社は2026年5月11日に会社の社会保険料の滞納分約29百万円につき日本年金機構より資産の差押を受けており、資金が逼迫している状況が認められる。これらのことから会社の継続性の前提に重要な不確実性が認められる。

当監査法人は、会社が実施した継続性の前提に関する経営者の評価につき、会社にこれらの状況を含めた評価の実施を求めたにもかかわらず、経営者が進めている対応策又は改善するその他の要因の存在についての十分な監査証拠を入手できなかったことから、現時点では、必要な監査手続を完了することができなかつた。

株式会社海帆の計算書類等において、上記のように資金の逼迫が深刻であり、会社の継続性の前提についての重要な不確実性が計算書類等に与える影響は、重要かつ広範であるため、当監査法人は、上記の計算書類等について、意見不表明とすることにした。

受領した連結計算書類に対する監査報告書の内容は下記のとおりとなります。

#### 意見不表明

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社海帆の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

#### 意見不表明の根拠

会社グループは3期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。また、会社は2026年4月27日に株式会社FitFounderに対する債務約109百万円につき名古屋地方裁判所より差押命令を受け、さらに、会社は2026年5月11日に会社の社会保険料の滞納分約29百万円につき日本年金機構より資産の差押を受けており、資金が逼迫している状況が認められる。これらのことから会社の継続性の前提に重要な不確実性が認められる。

当監査法人は、会社が実施した継続性の前提に関する経営者の評価につき、会社にこれらの状況を含めた評価の実施を求めたにもかかわらず、経営者が進めている対応策又は改善するその他

の要因の存在についての十分な監査証拠を入手できなかったことから、現時点では、必要な監査手続を完了することができなかった。

株式会社海帆の連結計算書類において、上記のように資金の逼迫が深刻であり、会社の継続性の前提についての重要な不確実性が連結計算書類に与える影響は、重要かつ広範であるため、当監査法人は、上記の連結計算書類について、意見不表明とすることにした。

### 3. 計算書類の承認について

計算書類に対する監査意見の不表明に伴い、2026年6月25日付「第23期定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」のとおり、当社定時株主総会の継続会を開催し、決議事項として計算書類の承認を付議いたします。

### 4. 財務諸表（有価証券報告書）に関する監査報告書の影響について

現在、財務諸表監査を継続しており、開示すべき事項が判明した際には速やかに開示いたします。

### 5. 今後の対応

当社は、今回の監査意見の不表明に至った事態を厳粛に受け止め、適切に対処してまいります。定時株主総会継続会の開催に関する事項につきましては、決定次第、速やかに開示してまいります。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上